

ID: 177

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町豪農の館条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第7号		
【基準】			
<p>第5条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 豪農の館を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その他管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日